主 文 本件控訴を棄却する。 理 中

本件控訴の趣意は、弁護人池田操の控訴趣意書記載のとおりであるから、これを引用する。

(その余の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 兼平慶之助 判事 斎藤孝次 判事 関谷六郎)